

定時モニタリング実施要領

平成 23 年 1 月 14 日
一般社団法人フォレストック協会

【定時モニタリングの目的】

- 1 「森林のCO₂吸収・生物多様性等調査報告書」又は前回の定時モニタリング報告書に記載されている、CO₂吸収量の確定。
- 2 「森林のCO₂吸収・生物多様性等調査報告書」又は前回の定時モニタリング報告書に記載されている、森林の管理経営面の評価・生物多様性等の評価に関する著しい変化又は大きな変化の有無(※)についての確認。
- 3 翌年度のCO₂吸収量の算定（定時モニタリング日～1年間）
- 4 フォレストック認定取消し事由の存否の確認

※「著しい変化」とは、フォレストック認定基準を下回る疑いがある場合（森林の経営管理又は生物多様性保全レベルが50点未満になっている疑いがある場合）を指す。

「大きな変化」とは、フォレストック認定基準の充足と関わりなく、評価に大きな影響があると思料される場合を指す。

【実施スケジュール】

- 1 モニタリング報告書の提出期限（森林認証機関⇒協会、認定取得者）
（次回の定時モニタリング日の10日前）
 - 2 調査時期
 - ・（原則）定時モニタリング日の3カ月前の日以降の日
（＝年度内の最後の施業実績報告書の提出日以後）
 - ・（例外）合理的理由が認められ、かつ、森林吸収源及び生物多様性保全等の評価について、事後の検証が可能である場合には、定時モニタリング日の3カ月前の日より前の日。
- ※F S CやS G E C等の審査（監査）のための現地調査又はその他の森林調査と兼ねることができ、利害関係者の了解を前提にその際の資料を使用することができる。

【調査仕様及び評価基準】

- 1 適用基準
 - ・森林認証機関は、本実施要領に記載がない箇所については、当協会が定める「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」（平成22年3月版）及び「フォレストック認定制度における調査仕様」（平成22年9月版）に従ってモニタリングを実施するものとする。さらに、これらによっても、規定がない事項については、森林認証機関は専

門的見地からの見解をフォレストック協会に対し報告し、フォレストック協会の判断を仰ぐものとする。

- ・フォレストック協会は、本実施要領、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」「フォレストック認定制度における調査仕様」の各規定項目（特に、生物多様性の調査及び評価）に関し、有識者・調査実務者等の意見、当協会の諮問機関である「森林吸収源・生物多様性保全等検討委員会」からの提言、環境省等が提示する指針及び今後の知見の集積に基づき更なる改善に努めるものとする。

2 森林吸収源の調査・評価

(1) 概要

- ・(2)に掲げる諸帳票（主伐予定量申告書、施業実績報告書、みなし実績量申告書）を基礎資料とし、CO₂吸収量の算定及び確定を行う
- ・自然災害等により、CO₂吸収量に影響がある場合には、被害地の場所（小班名）、面積及び樹種の特定を行い、必要に応じCO₂吸収量の減算に反映させる。

(2) 諸帳票・施業担当者に対する聞き取りによる調査（必須）

- ・年度当初に提出された「主伐予定量申告書」、年度内2回の「6カ月報告（施業実績報告書）」、次年度を対象期間とする「主伐予定量申告書」に記載された記載内容を集計する。
- ・上記申告の正確性を、帳簿類（森林施業計画、伐採届・伐採許可の写し、販売関係諸帳票等）及び施業担当者からの聞き取り等により確認する。

(3) 現地調査（必要に応じ）

(1)の調査を経て、森林認証機関の調査員・審査員が伐採量、施業の実態が認定取得者からの各々の申告内容と異なるとの疑義を抱いたときは、CO₂吸収量の算定の見直し及びフォレストック認定の取消事由の存否の判断するために必要な現地調査を行う。

(4) CO₂吸収量の算定・確定

- ①当該年度のCO₂吸収量の確定（前回の定時モニタリング日～翌定時モニタリング日までの前日）

基礎資料；調査報告書、前回のモニタリング報告書、主伐予定量申告書、施業実績報告書、森林簿、森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届、施業担当者からの聞き取り、みなし実績量申告書、（現地調査結果）。

- ②翌年度のCO₂吸収量の算定（次回定時モニタリング日～1年間）

基礎資料；調査報告書、前回のモニタリング報告書、主伐予定量申告書、施業実績報告書、みなし実績量申告書、森林簿、森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届、施業担当者からの聞き取り+次回定時モニタリング日以降の主伐予定量申告書、（現地調査結果）

(5) みなし実績量確認手続

認定取得者は、翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）から2週間以内に、「施業実績報告書（みなし期間）」を森林認証機関及び当協会に提出する。森林認証機関は、認定取得者から提出された「施業実績報告書（みなし期間）」に記載された申告実績量（以下「確定申告実績量」という。）が事実と異なるおそれがあるか否かについて、定時モニタリング日の属する月の翌月末までに必要に応じ認定取得者からの聞き取り又は認定取得者に帳票類（森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届出及び販売関係帳票等の写し等）の提出を求める等の手段により調査確認を行い、確定申告実績量の記載内容が事実と異なるおそれがあると思料する場合には、定時モニタリング日の属する月の翌月末までにその旨を当協会に報告する。（「みなし実績量確認手続」）。

3 森林の経営・管理面/生物多様性保全面の調査・評価に関するモニタリング

(1) モニタリング事項

- ・経営主体の変更
- ・経営目的、経営体制の変更
- ・大規模災害等による水土保持面、生物多様性等に関する著しい変化
- ・その他森林の経営管理・生物多様性保全に関する認定基準の充足に著しい影響をもたらす事情又は評価の大きな変化

※「著しい影響」又は「著しい変化」とは、フォレストック認定基準を下回る疑いがある場合（森林の経営管理又は生物多様性保全レベルが50点未満になっている疑いがある場合）を指す。

(2) 諸帳票・施業担当者に対する聞き取りによる調査（必須）

(3) 現地調査（必要に応じ）

(2)の調査において、(1)の事項について、森林認証機関が現地調査等を要すると判断した場合には、必要な調査を行う。

4 フォレストック認定取消し事由該当性（又は取消事由に該当している疑いの有無）

5 評価・算定数値向上のための指摘事項

調査報告書又は前回のモニタリング時に、森林認証機関が指摘した「評価・算定数値向上のための指摘事項」についての、認定取得者における取組み、成果を確認し、報告書に記載する。

6 総合判断のための現地調査等

森林認証機関の調査担当者は、諸帳票の調査及び施業担当者からの聞き取りに加え、現地（森林）への立ち入り調査等を行うなど、森林の現況を総合的に確認する。

7 その他

必要に応じ、報告書には写真を添付することが望ましい。

以 上

別紙（定時モニタリング報告書ひな形）

◎◎株式会社

定時モニタリング報告書

作成日 平成●年●月●日

作成者 ●●●事務所

◎◎ ◎◎

フォレストック認定番号 ****

フォレストック認定日 平成 22 年●月●日（第 1 年度）

定時モニタリング日 平成 22 年●月●日（第 2 年度）

【モニタリング実施概要】

1 対象森林の概要

平成 22 年 3 月「森林のCO₂吸収・生物多様性等調査報告書」記載のとおり

2 評価基準

「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」平成 22 年 3 月版

3 調査日程

(1) 現地調査日

(2) モニタリング担当者名簿

氏名	所属	役職

(3) モニタリング報告書作成責任者氏名

1 フォレストック認定の基礎事情に関する特記事項

2 森林管理・経営面に関するモニタリング

(1) 経営主体、経営組織、経営目的変更等の経営管理体制の変更に関する特記事項

(2) (1) の他、「森林のCO₂吸収・生物多様性等調査報告書」作成時以降に発生した森林の経営・管理面の認定基準充足に著しい影響を及ぼすおそれ(※1)のある事情

(3) フォレストック認定基準の充足に関する記載

(4) 大きな変化が明らかな(※2)評価項目については、その概要について記載する。

(※1)「認定基準充足に著しい影響を及ぼすおそれ」とは、フォレストック認定基準である50点を下回るおそれをいう。

(※2)「大きな変化」とは、フォレストック認定基準の充足とは関係なく、評価を大きく見直す必要がある場合を指す。

3 生物多様性等の評価に関するモニタリング

(1) 「森林のCO₂吸収・生物多様性保全等に関する調査報告書」作成以後に発生した森林の生物多様性の認定基準充足に著しい影響を与えるおそれ(※1)のある事情

(2) フォレストック認定基準の充足に関する記載

(3) 大きな評価の増減が明らかな(※2)評価項目については、その概要について記載する。

(※1) 「認定基準充足に著しい影響を与えるおそれ」とは、フォレストック認定基準である50点を下回るおそれをいう。

(※2) 「大きな評価の増減」とは、フォレストック認定基準の充足とは関係なく、評価を大きく見直す必要がある場合を指す。

4 森林吸収源の確定・算定

(1) 施業に関する数値の集計・整理

① 主伐量・主伐予定量に関する数値の集計・整理

樹種	A. 当該年度 主伐予定量 (対象期 間;平成●年 ●月●日～ 平成○年○ 月○日)(※ 1)	B. 主伐実績量		C. A±B	翌年度主伐 予定量(平成 ○年○月○ 日～平成× 年×月×日) (※5)
		申告済主伐 実績量 (平成●年 ●月●日～ 平成△年△ 日)(※2)	みなし主伐実 績量 (平成△年△ 月△日～平成 ○年○月○日) (※3)(※4)		
スギ					
ヒノキ					
...					
...					

※1「当該年度主伐予定量」には、認定取得者から提出された「主伐予定量申告書」に記載されている主伐予定量を記載する。

※2「申告済主伐実績量」には、当該年度の2度の6カ月報告（「施業実績報告書」）の数値を記載する。

※3「みなし主伐実績量」とは、当該年度において2度目に提出された施業実績報告書に記載された、施業対象期間満了日の翌日から翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）の前日までに認定取得者が見込んでいる主伐量のことをいう。上記表のみなし主伐実績量の欄には、定時モニタリングの際に、認定取得者が森林認証機関のモニタリング調査担当者及び当協会に提出する「みなし実績量申告書」に記載された数値を記載するものとする。

みなし主伐実績量と申告済主伐実績量との合計は、当該年度の主伐予定量申告書に記載された主伐予定量を超えてはならない。但し、当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

※4認定取得者は、翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）から2週間以内に、「施業実績報告書（みなし期間）」を森林認証機関及び当協会に提出する。森林認証機関は、認定取得者から提出された「施業実績報告書（みなし期間）」に記載された申告実績量（以下「確定申告実績量」という。）が事実と異なるおそれがあるか否かについて、定時モニタリング日の属する月の翌月末までに、必要に応じ認定取得者からの聞き取り又は認定取得者に帳票類（森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届出及び販売関係帳票等の写し等）の提出を求める等の手段により調査確認を行い、確定申告実績量の記載内容が事実と異なるおそれがあると思料する場合には、定時モニタリング日の属する月の翌月末までにその旨を当協会に報告する。（「みなし実績量確認手続」）

※5「翌年度主伐予定量」は、認定取得者が森林認証機関及び当協会に対し、定時モニタリング日（翌年度の当初日）から2か月前までに提出した主伐予定量申告書に記載された数値を記載する。

② 自然災害等による被害（CO₂吸収量の減算要因）

樹種	林班	小班	面積	材積
スギ		●●	・・・ha	・・・m ³
・・・				

③ 樹種別更新量・更新予定量に関する数値の集計・整理

樹種	A. 当該年度更新予定量 (対象期間;平成●年●月●日～平成○年○月○日)(※1)	B. 更新実績量		C. A±B	翌年度更新予定量(平成○年○月○日～平成×年×月×日)(※5)
		申告済更新実績量 (平成●年●月●日～平成△年△月△日)(※2)	みなし更新実績量 (平成△年△月△日～平成○年○月○日)(※3)(※4)		
スギ					
ヒノキ					
・・・					
・・・					

※1「当該年度更新予定量」には、年度当初に認定取得者から提出された「主伐予定量申告書」に記載されている樹種別更新量を記載する。

※2「申告済更新実績量」には、当該年度の2度の6カ月報告（「施業実績報告書」）の数値を記載する。

※3「みなし更新実績量」とは、当該年度において2度目に提出された施業実績報告書に記載された、施業対象期間満了日の翌日から翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）の前日までに認定取得者が見込んでいる更新量のことをいう。上記表のみなし更新実績量の欄には、定時モニタリングの際に、認定取得者が森林認証機関のモニタリング調査担当者及び当協会に提出する「みなし実績量申告書」に記載された数値を記載するものとする。

※4認定取得者は、翌年度の定時モニタリング日（次年度の年度当初日）から2週間以内に、「施業実績報告書（みなし期間）」を森林認証機関及び当協会に提出する。森林認証機関は、認定取得者から提出された「施業実績報告書（みなし期間）」に記載された申告実績量（以下「確定申告実績量」という。）が事実と異なるおそれがあるか否かについて、定時モニタリング日の属する月の翌月末までに必要に応じ認定取得者からの聞き取り又は認定取得者に帳票類（森林施業計画、伐採届・伐採許可・造林届出及び販売関係帳票等の写し等）の提出を求める等の手段により調査確認を行い、確定申告実績量の記載内容が事実と異なるおそれがあると思料する場合には、定時モニタリング日の属する月の翌月末までにその旨を当協会に報告する。（「みなし実績量確認手続」）

※5「翌年度更新量」は、認定取得者が森林認証機関及び当協会に対し、定時モニタリング日（翌年度の当初日）から2か月前までに提出した「主伐予定量申告書」に記載された樹種別更新量を記載する。

(2) (1) の数値につき、森林施業計画、伐採届・伐採許可、販売関係諸帳票などを勘案して、特段の意見があれば以下に記載する。

(3) 当該年度のCO₂吸収量確定

・・・CO₂・t

※みなし実績量を前提に計算をする。

(4) 次年度のCO₂吸収量の算定

・・・CO₂・t

5 評価・算定数値向上のための指摘事項

(以下、自由記載欄)

定時モニタリング結果報告

(第2年度)

認定取得者名；
対象森林所在地；
フォレストック認定日；
定時モニタリング日；
モニタリング報告書作成日；

1 森林吸収源の評価

(1) 第1年度(平成●●年●月●日～平成●●年●月●日)確定数量

年間炭素吸収総量：_____ t・C/年

同上の炭酸ガス換算：_____ t・CO₂/年

実炭酸ガス吸収量：_____ t・CO₂/年

(2) 第2年度(平成●●年●月●日～平成●●年●月●日)算定数量

年間炭素吸収総量：_____ t・C/年

同上の炭酸ガス換算：_____ t・CO₂/年

実炭酸ガス吸収量：_____ t・CO₂/年

2 森林の管理・経営の評価に関する特記事項

(「森林CO₂吸収・生物多様性等調査報告書」作成時以降の著しい変化)

著しい変化が認められない場合には「なし」

著しい変化が認められる場合には「報告書本文第○頁「2」記載のとおり」

3 生物多様性の評価に関する特記事項

(「森林CO₂吸収・生物多様性等調査報告書」作成時以降の著しい変化)

著しい変化が認められない場合には「なし」

著しい変化が認められる場合には「報告書本文第○頁「3」記載のとおり」

証明者住所：
証明所属機関：
氏名：

印